

一般会計・特別会計決算特別委員会の委員として決算書のチェックをしています!!

9月定例会にて、平成28年度一般会計・特別会計決算特別委員に任命されました。愛知県議会では一般会計・各特別会計決算及び公営企業会計決算を審査するため、例年9月定例会で決算委員会が設置され、その後は閉会中も審査を継続し、12月定例会で審査報告を行います。一般会計・特別会計は審査部局が多く、かつ規模も大きいため、1か月以上の時間を使い計7回委員会が開催されています。

毎週、異なる部局の決算書とにらめっこしながら、ヘリコプターテレビ電送システム整備費(防災局)、リニモ沿線地域活力創出事業費(振興部)、PCB廃棄物適正処理推進事業費(環境部)、福祉・介護人

材確保対策費(健康福祉部)、産業空洞化対策減税基金事業費(産業労働部)、あいち森と緑づくり事業費(農林水産部)等々について「適正な使用をされていたのか」、「施策の効果はどうだったのか」、「課題や今後の展望」といった観点で質問を行っています。



決算委員会

民進党愛知県議員団は、10月13日、大村知事に「平成30年度施策及び当初予算に対する提言」を提出しました

最重点要望事項は以下の項目です。

- 1 行財政改革の推進
- 2 局地的大雨対策の推進
- 3 国際観光都市を目指した取り組みの推進
- 4 地域包括ケアシステムの構築
- 5 自動運転の推進
- 6 農林水産物のブランド化及び6次産業化の推進
- 7 道路整備の推進
- 8 教員の多忙化の解消と良好な教育環境の整備
- 9 交通事故防止対策の推進



知事公館での提出風景

ひび挑戦!

今回も8月1日から2か月間、議員インターンシップを受け入れ、様々な活動に参加してもらいました。夏の期間は「地域活動」や「現場視察」を通じてみなさまと意見交換をさせて頂く機会が多くあります。こうした対話活動を通じて、学生にも政治の必要性を感じてもらえたようで、有意義な時間を過ごすことができました。

小柳 駿さん 中京大学法学部1年
伊藤桃夏さん 南山大学総合政策学部1年



下記住所に事務所を構えておりますので、お気軽にお立ち寄りください。

住所 春日井市中央台6-7-4

電話 0568-70-0594

FAX 0568-70-0580

HP <http://www.hibi55.com/>



日比たけまさ県政レポート 第26号

発行元: 日比たけまさ事務所 春日井市中央台6-7-4 TEL: 0568-70-0594 発行責任者: 日比 たけまさ

9月定例会開催

愛知県議会9月定例会は、9月21日～10月13日まで開かれ、愛知環状鉄道株式会社が行うIC乗車券導入整備への補助、子ども貧困対策として子ども食堂の調査費、交通死亡事故抑止のための交通安全対策費などを盛り込んだ総額44億余円の一般会計補正予算案をはじめ、県税条例の一部改正などの条例関係議案8件を含む計22議案が提案され可決成立しました。

また、開会前月の8月4日には、フィギュアスケート選手の浅田真央さんに大村知事から愛知県民栄誉賞が授与されました。愛知県民のみならず世界中の人々に夢と希望を与えてくれた浅田真央さんに心から感謝とお祝いを申し上げます。



県民栄誉賞表彰式

代表質問 鈴木 純 幹事長(稲沢市選出 3期)

ライフシフト、長寿社会への対応について

《Q》 長寿化に伴う人口構造の変化を踏まえ、取り組むべき「課題」と「政策の方向性」をどのように考えているのか?

《知事》 本県の75歳以上の人口は2015年の79万8千人から、2040年には約1.5倍の123万5千人まで増加し、総人口に対する割合では約17%になる見込みである。

県としては生活習慣の見直しや疾病の予防など、若い頃からの健康づくりの支援をはじめ、生涯を通じて社会的・職業的に自立していくためのキャリア教育や、学び直しのためのリカレント教育の推進、さらには、シニア世代の就労や地域活動への参加を促進するための機会の確保や意識啓発などの取り組みを進めている。「人生100年時代」をしっかりと見据え、県民のみなさまが安心していきいきと暮らせる社会の実現を目指していく。



シルバー人材センター活動風景

防災・減災対策の今後の取り組みについて

《Q》 地震をはじめとする自然災害に対する本県の防災・減災対策について、今後どのように取り組んでいくのか?

《知事》 本県では大規模自然災害に対して「愛知県地域強靱化計画」や「第3次あいち地震対策アクションプラン」等に基づき、住宅・建築物や河川・海岸堤防の耐震化等の防災・減災対策を進めてきた。また、昨年度には熊本地震における課題の検証結果に基づき計画を見直し、車中泊など避難所外避難者への的確な支援や、支援物資の輸送の円滑化に向けた具体的な検討を行い、災害対応力の充実に努めているところである。

今後も防災・減災対策にしっかりと取り組んでいくとともに、県民のみなさまによる自助・共助の取り組みが一層促進されるよう、啓発活動に取り組んでいく。



堤防工事(新川)

代表質問

生活道路における交通安全対策について

《Q》生活道路における交通事故を抑止するため、今後どのような対策を講じていくのか？

《警本部長》道幅が5.5m未満の道路で発生した人身交通事故は、本年8月末現在で5,168件発生(全体の約20.0%)し、うち死亡事故が15件発生(全体の12.5%)している。幅員の狭い、いわゆる生活道路は、自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先されるべき道路であることから、車両の速度抑制を始めとした各種対策を講じている。なかでも最高速度30km/hの区域規制等を行う「ゾーン30」は、車両速度や通過交通の抑制を図ることで交通事故の抑止に高い効果が期待されることから、本年8月末現在で県内231箇所を整備している。

また、こうした速度規制が確実に守られるよう、本年4月から全国に先駆けて「可搬式速度違反自動取締装置」を運用しており、今後もこれらの取り組みを積極的に推進し、生活道路における安全の確保に努めていく。



可搬式速度違反取締装置

一般質問

自転車安全利用の条例制定を

安藤としき議員(清須市・北名古屋市・豊山町選出3期)は、愛知県の平成28年自転車乗用中死傷者数が8,140人と全国ワースト3位である事を示し、交通事故防止と安全利用の観点から、自転車利用の責務の明確化と損害賠償保険の加入を義務化する条例制定を求めた。

これに対し県民生活部長は、国や県、市町村や関係団体などで構成する「愛知県交通安全推進協議会」で具体的な交通安全行動がとれるよう、家庭や学校・地域の役割を明記した指針を定め、自転車安全利用の注意喚起を図っていると説明。条例で保険加入を一律に義務付けることは、地域により交通事情も異なることから慎重な検討が必要であるとする一方、高額な賠償責任が生じる事例もあることから、様々な機会を通じ

自転車損害賠償保険への加入促進を図ると答弁した。

県警察は、「具体的な政策を伴う自転車安全利用の条例制定はその必要性が高い」との考えを委員会で示しており、県民生活部と協議を進めていることから、安藤議員は条例制定を進めるよう重ねて要望した。



愛知県警察自転車対策部隊B-Force

その他の一般質問

高橋 正子 議員(一宮市選出 4期)

外国人傷病者の救急搬送と救急外来の課題について、愛知の「女性の活躍」は進んだのか?～女性活躍促進施策の検証と今後の取組について～

河合 洋介 議員(知多郡第一選出 2期)

特別支援学校、東浦住宅のPFI、再犯防止について

安井 伸治 議員(名古屋市港区選出 1期)

南海トラフ地震に対する取組、東京パラリンピック選手発掘・強化、名古屋市を始めとする県内市町村との条例制定等における情報共有について

朝倉 浩一 議員(半田市選出 1期)

愛知子ども調査、自殺対策について

大嶽 理恵 議員(豊川市選出 1期)

中小企業の人材確保対策、子育て支援施策の充実と子どもの居場所づくり、豪雨や高潮などに対応する河川整備等について

委員会関係

今回は「精神障害者への医療補助」および「配偶者からの暴力(いわゆる「ドメスティック・バイオレンス」=DV)被害者への支援」について伺いましたので、質問の一部を紹介いたします。

障害者医療事業費補助金について、身体障害者、知的障害者は自己負担分3割を市町村と県が1/2ずつ補助している一方、精神障害者への精神疾患以外については県費の補助がなく、市町村独自の基準で補助の有無を判断している。県内の市町村の補助の現状について伺う。

本県においては、精神障害者保健福祉手帳の1級及び2級の方に対し、通院では精神疾患に係る自立支援医療費の自己負担相当額を、入院では精神疾患に係る医療費の自己負担相当額を市町村が公費で助成し、県は市町村に対してその2分の1を補助している。

県内の市町村においては、平成29年4月現在、精神障害者に対する医療費助成について通院では51市町村、入院では48市町村が、全疾患を対象とした助成を行っている。

仮に県費を充てるとどれくらいの影響があるのか。

本県の障害者医療費補助金全体の平成28年度決算額は67億7,129万5千円であり、うち精神障害者に係る補助額は12億2,519万3千円である。本県の精神障害者医療費の助成対象を仮に、一般疾患まで拡大した場合について大まかに試算すると、その金額は少なくとも約6億円が見込まれるところであり、現行の約1.5倍以上に増加するものと考えている。

「障害者間の差別ではないか」との声もあるが、障害者総合支援法や愛知県障害者差別解消推進条例の趣旨も踏まえ、県としてどのように考えているのか。

障害者総合支援法には、障害の種別、身体、知的、精神にかかわらず、必要とされるサービスについて、制度を一元化しようという理念があり、障害者医療費の助成制度においても、身体障害者及び知的障害者の方に加え、平成20年度から、精神障害者の方も制度の対象としたものである。

制度設計に当たり、精神障害については、適切な医療を継続的に受けることにより、その回復や症状の安定が可能であることから、精神疾患の治療の継続を確保し、支援することが重要であるという認識の下、精神疾患に係る医療費を対象として助成を行うこととしたものである。

また、障害者差別解消法を所管する内閣府に、このような事例について不当な差別的事例に当たるかどうかを照会したところ、内閣府から障害者差別

解消法の不当な差別的取り扱いにはならないとの回答を得ており、県の現行制度は、法や条例が禁止する差別的取扱いの対象には当たらないものと考えている。

この他にも他県の状況についてなどの質問を行い、本県の精神障害者に対する医療費の助成制度は、総合的に見て、全国的にも高い水準にあることが確認できました。

しかし、精神障害者が病院や施設ではなく地域で「ふつう」に暮らすという前提に立つのであれば、必要な支援は着実に整備する必要があると考えます。県内のほとんどの市町村で独自に補助を行っているということは、それだけ必要性があるということの裏付けであり、県として障害者間での差を埋めて頂くよう強く要望しました。

障害者医療の助成割合概要図

〈身体・知的障害〉

保険給付 7割	自己負担分 3割	
	市町村	県
福祉医療で助成(県が1/2補助)		

〈精神障害〉

①精神疾患(通院)	自立支援医療(県負担) 2割	自己負担分* 1割
保険給付 7割		市町村 県
福祉医療で助成(県が1/2補助)		

※自己負担分は所得に応じて上限あり。

②精神疾患(入院)

保険給付 7割	自己負担分 3割	
	市町村	県
福祉医療で助成(県が1/2補助)		

③身体疾患(制度拡大している市町村の場合)

保険給付 7割	自己負担分 3割
	市町村
福祉医療で助成(市町村独自)	